

名古屋市地域冷暖房施設の
整備促進に関する指導要綱

令和2年12月

名古屋市住宅都市局

目 次

名古屋市地域冷暖房施設の整備促進に関する指導要綱----- 1

名古屋市地域冷暖房施設の整備促進に関する指導要綱実施細目--- 5

(参考) 要綱の手続きフロー----- 15

名古屋市地域冷暖房施設の整備促進に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域冷暖房施設が、快適で効率的な都市活動を支える都市基盤施設であるとともに、都市環境の保全、省エネルギーの推進、都市の防災化などに大きな効果をもつシステムであるという認識のもと、その整備の促進に関し必要な事項を定めることにより、市民生活の向上と都市の健全なる発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域冷暖房施設 一定の地域において冷房、暖房、給湯等を行うために、熱発生所施設から熱需要者まで導管を用いて複数の建築物に供給熱媒体を供給する施設の総体をいう。
- (2) 熱発生所施設 供給熱媒体を製造するために設置されるボイラー、ヒートポンプ、冷凍機、熱交換器等の設備及びこれらに付随する配管をいう。
- (3) 導管 供給熱媒体を輸送するための管及びその付属機器であって、熱発生所施設内に設置される配管以外のものをいう。
- (4) 供給熱媒体 熱発生所施設において冷却又は加熱され、熱需要者に供給される冷水、温水、蒸気及びヒートポンプ用熱源水をいう。
- (5) 未利用エネルギー ごみ焼却場、下水処理場、地下鉄等の施設から排出される都市排熱及び河川水、海水等の自然水その他の地域冷暖房施設の熱源としての有効利用が可能なエネルギーをいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、地域冷暖房施設の整備の促進に関する調査・研究、意識高揚、助成その他の必要な施策を総合的、計画的に実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、地域冷暖房施設が都市活動及び市民生活にもたらす効能を理解し、その事業活動の実施に当たっては、地域冷暖房施設の整備が図られるように努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、地域冷暖房施設が都市活動及び市民生活にもたらす効能を理解し、地域冷暖房施設の整備の促進のため、市の行う施策に協力するものとする。

(地域冷暖房促進地区の指定)

第6条 市長は、地域冷暖房施設の整備の促進を図る必要があると認める地区を地域冷暖房促進地区として指定するものとする。

(建築計画の届出)

- 第7条 地域冷暖房促進地区内において延べ面積が30,000平方メートル以上の建築物を建築しようとする者は、その建築計画の概要を市長に届け出るものとする。また、延べ面積が30,000平方メートル未満の建築物を建築しようとする者が、自主的に地域冷暖房施設の整備を図ろうとする場合又は市長から特に必要と認めて要請された場合も同様とする。
- 2 前項の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認申請又は計画通知の前に行うものとする。
 - 3 第1項の建築計画の概要には、建築敷地の位置及び区域、建築物の名称、建築面積、延べ面積、用途別床面積及び事業スケジュール、周辺の建築物の立地の状況及び開発動向等を記載するものとする。
 - 4 市長は、第1項の届出を受理したときは、その内容を審査し、地域冷暖房施設の整備について検討する必要があると認めるときは、当該届出をした者（以下「特定開発事業者」という。）に対しその旨通知するものとする。

(検討計画の作成、協議)

- 第8条 前条第4項の通知を受けた特定開発事業者は、地域冷暖房施設の整備に関する検討計画（以下「検討計画」という。）を作成し、市長と協議するものとする。
- 2 検討計画では、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。
 - (1) 熱供給区域、供給開始時期、熱負荷の予測値及び未利用エネルギーの活用方策
 - (2) 地域冷暖房施設の概要（熱源の種類、供給熱媒体の種類、熱発生所施設の位置、施設面積及び供給能力、導管の位置及び区域、熱料金の概算値等）
 - (3) 環境への効果、省エネルギー効果等の予測
 - 3 特定開発事業者が、第1項の検討計画を作成するに当たっては、当該建築計画に係る地域冷暖房施設の整備を行おうとする者（以下「地域冷暖房事業予定者」という。）を選定し、市長に届け出るものとする。また、地域冷暖房事業予定者を変更した場合も同様とする。
 - 4 地域冷暖房事業予定者は、特定開発事業者が行う検討計画の作成に協力するものとする。
 - 5 第1項の協議の結果、地域冷暖房施設の整備が妥当であり、当該計画が適切であると認められた場合、市長は、当該特定開発事業者及び地域冷暖房事業予定者に対し次条の措置及び第10条の整備計画の作成を行うよう通知するものとする。

(説明会の開催等)

- 第9条 前条第5項の通知を受けた特定開発事業者及び地域冷暖房事業予定者は、相互に協力して、予定される熱供給区域内の建築物の所有者、管理者その他の関係者に対する説明会の開催等地域冷暖房施設の整備についての理解と協力をえるために必要な措置を講ずるものとする。

(整備計画の作成、届出)

- 第10条 地域冷暖房事業予定者は、特定開発事業者と協議のうえ、説明会での意見等をもとに地域冷暖房施設の整備に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成し、市長に

届け出るものとする。

2 整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 地域冷暖房施設の名称及び位置
- (2) 地域冷暖房事業予定者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
- (3) 熱供給区域及び熱負荷の予測値
- (4) 地域冷暖房施設の概要（熱源の種類、供給熱媒体の種類、熱発生所施設の設計概要、導管の設計概要、熱料金の概算値等）
- (5) 環境への効果、省エネルギー効果等の予測結果
- (6) 事業スケジュール及び資金計画の概要

3 整備計画の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 都市環境の保全、省エネルギーの推進、都市の防災化等に配慮されていること。
- (2) 都市基盤施設として熱供給区域、導管の位置、熱発生所施設の位置等がまちづくりのうえから計画的に配置されていること。
- (3) 当該熱供給区域に近接して地域冷暖房施設が立地し、相互に供給熱媒体を融通することが望ましいと考えられる場合においては、地域冷暖房施設の相互間を導管で接続できるように計画すること。
- (4) 予定される熱供給区域内の建築物の所有者、管理者その他の関係者の意見に配慮すること。

（周知措置等）

第11条 市長は、前条第1項の届出を受理したときは、その旨を告示し、かつ、当該整備計画の概要を一般の縦覧に供するとともに、必要に応じて当該地域冷暖房施設に係る都市計画決定の手続きを行うものとする。

2 前条第1項の届出をした者は、速やかに当該整備計画を関係者に周知するとともに、これに基づく事業の推進に努めるものとする。

3 前条第1項の届出をした者が、当該整備計画を変更しようとする（別に定める軽微な変更を除く。）ときは、特定開発事業者及び関係者と協議のうえ、あらかじめ市長に届け出るものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の整備計画の変更について準用する。

5 地域冷暖房事業予定者は、当該整備計画に係る地域冷暖房事業に関し、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第3条の経済産業大臣の登録を受けたときは、速やかに市長に報告するものとする。

（加入協力義務者）

第12条 予定される熱供給区域内の延べ面積が3,000平方メートル以上（ただし、住宅を主な用途とするものにあつては、6,000平方メートル以上）の建築物の所有者又は管理者等は、当該地域冷暖房に加入するように努めるものとする。

2 すでに冷暖房施設を設置している者で直ちに地域冷暖房に加入できないものは、設備更新時に加入するように努めるものとする。

(未利用エネルギーの活用)

第13条 特定開発事業者及び地域冷暖房事業予定者は、検討計画又は整備計画の作成に当たっては、未利用エネルギーの積極的活用を努めるものとする。

2 未利用エネルギーの所有者又は管理者は、特定開発事業者又は地域冷暖房事業予定者から未利用エネルギーを利用したい旨の申出があったときは、その協議に応ずるとともに、その利用に可能な限り協力するものとする。

3 市長は、未利用エネルギーの活用のため、その所有者、管理者その他の関係者との調整に努めるものとする。

(助成)

第14条 市長は、地域冷暖房施設の整備の促進を図るため、必要な助成をすることができる。

2 前項の助成に関しては、別に市長が定めるものとする。

(実施細目)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

名古屋市地域冷暖房施設の整備促進に関する指導要綱実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、名古屋市地域冷暖房施設の整備促進に関する指導要綱（平成4年9月29日計画局長決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域冷暖房促進地区)

第2条 要綱第6条の地域冷暖房促進地区は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域内の土地の区域のうち同法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域内の土地の区域を除く区域とする。

(建築計画の届出)

第3条 要綱第7条第1項の建築計画の概要の届出は、地域冷暖房促進地区における建築計画の届出書（第1号様式）に必要書類を添付して行うものとする。

(周辺の開発動向等の記載)

第4条 要綱第7条第3項の建築計画の概要における当該建築物周辺の建築物の立地の状況及び開発動向については、既存の建築物の名称、所有者名、用途及び床面積並びに開発計画及び建築計画の動向について記載することとし、記載する範囲は、当該建築物の敷地境界線から概ね半径200メートル内の区域とする。

(検討計画の協議)

第5条 要綱第8条第1項の地域冷暖房施設の整備に関する検討計画の協議は、地域冷暖房施設検討計画協議書（第2号様式）に必要書類を添付して行うものとする。

2 前項の協議書に添付する書類の提出部数は、12部とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、提出部数を増加することができる。

(地域冷暖房事業予定者の届出)

第6条 要綱第8条第3項の地域冷暖房事業予定者の届出は、地域冷暖房事業予定者選定（変更）届出書（第3号様式）により行うものとする。

(整備計画の届出)

第7条 要綱第10条第1項の地域冷暖房施設の整備計画の届出は、地域冷暖房施設整備計画届出書（第4号様式）に必要書類を添付して行うものとする。

2 第5条第2項の規定は、前項の届出に準用する。

(周知措置等)

第8条 要綱第11条第1項の縦覧に供する整備計画の概要は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 地域冷暖房施設の名称及び位置
- (2) 地域冷暖房事業予定者の氏名（法人にあつては、その名称）
- (3) 熱供給区域
- (4) 地域冷暖房施設の概要（熱源の種類、供給熱媒体の種類、熱発生所施設の位置、施設面積及び供給能力、導管の位置及び区域等）
- (5) 事業スケジュール
- (6) その他必要事項

2 要綱第11条第3項に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 名称の変更
- (2) 前項に規定する整備計画の概要（ただし、地域冷暖房施設の名称を除く。）の変更を伴わない変更
- (3) その他市長が認める軽微な変更

(整備計画の変更書)

第9条 要綱第11条第3項の地域冷暖房施設の整備計画の変更の届出は、地域冷暖房施設整備計画変更届出書（第5号様式）に必要書類を添付して行うものとする。

(熱供給事業法による登録の報告)

第10条 要綱第11条第5項の経済産業大臣の登録を受けた旨の報告は、事業計画書（熱供給事業法第4条第2項に規定する事業計画書をいう。）及び登録を受けた旨の通知書の写しを提出して行うものとする。

附 則

この細目は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この細目は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この細目の施行の際現にこの細目による改正前の名古屋市地域冷暖房施設の整備促進に関する指導要綱実施細目（以下「旧細目」という。）に基づいて提出されている届出書等は、この細目による改正後の名古屋市地域冷暖房施設の整備促進に関する指導要綱実施細目（以下「新細目」という。）に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この細目の施行の際現に旧細目に基づいて作成されている用紙は、新細目の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この細目は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成8年2月26日から施行する。

附 則

この細目は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成13年8月24日から施行する。

附 則

この細目は、平成17年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この細目は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この細目の施行の際現に旧細目に基づいて作成されている用紙は、新細目の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この細目は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この細目の施行の際現に旧細目に基づいて作成されている用紙は、新細目の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この細目は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この細目の施行の際現に旧細目に基づいて作成されている用紙は、新細目の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

地域冷暖房促進地区における建築計画の届出書

年 月 日

(あて先) 名古屋市 長

住所
届出者
氏名

〔 法人の場合は、事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 〕

名古屋市地域冷暖房施設の整備促進に関する指導要綱第7条第1項の規定により、地域冷暖房促進地区における建築計画の概要を次のとおり届け出ます。

建築物の名称					
建築敷地の位置	所在地 (別紙のとおり)				
建築敷地の区域	面積	m ²		(別紙のとおり)	
建築面積及び延べ面積	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
用途別床面積	別紙1のとおり				
事業スケジュール	着工	年 月 日	完成	年 月 日	
周辺の建築物の立地状況及び開発動向等	別紙2のとおり				
※受付番号	—		※受付年月日	年 月 日	
※審査結果	<input type="checkbox"/> 検討計画の作成要請 <input type="checkbox"/> 検討計画の作成不要		※左記理由		

注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 届出書及び別紙の用紙は日本産業規格 A4 の大きさとしてください。

建築物の用途及び用途別床面積

番号	用途	用途別床面積 (㎡)	備考
	合計		

- 注) 1 別に建築物配置図及び断面図を付けてください。
 2 番号の欄には図面との関係がわかるように建物棟ごとに番号を記入してください。
 3 用途の欄には業務、商業、ホテル、文化展示施設、住宅等を記入してください。
 4 図面には主要用途がわかるように各用途を記入してください。

周辺の建築物の立地状況及び開発動向

番号	建築物の名称	延べ面積 (㎡)	主要用途	備 考

- 注) 1 別に「周辺建築物の立地状況図」を付けてください。
 2 ここに記入する建築物は要綱第 12 条第 1 項の延べ面積 3,000 ㎡以上 (ただし、住宅の場合は延べ面積 6,000 ㎡以上) の建築物について記入してください。
 3 番号の欄には図面との関係がわかるように建築物ごとに番号を記入してください。
 4 主要用途の欄には商業、業務、ホテル、住宅等を記入してください。
 5 備考欄には既存の建築物は建築年、計画の建物は建築予定年を記入してください。

地域冷暖房事業予定者選定（変更）届出書

年 月 日

（あて先）名古屋市 長

住所
届出者
氏名
〔 法人の場合は、事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 〕

名古屋市地域冷暖房施設の整備促進に関する指導要綱第8条第3項の規定により、地域冷暖房事業予定者を次のとおり選定（変更）しましたので届け出ます。

<p>建築物の名称及び所在地</p>	
<p>地域冷暖房事業予定者の氏名 〔 法人の場合は、 名称及び代表者の氏名 〕</p>	<p style="text-align: right;">印</p>
<p>地域冷暖房事業予定者の住所及び連絡先 〔 法人の場合は、 主な事務所の所在地 〕</p>	<p>連絡先 氏名 電話（ ） —</p>

注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 届出書及び別紙の用紙は日本産業規格 A4 の大きさとしてください。

※ 受付 欄	
--------------	--

地域冷暖房施設整備計画届出書

年 月 日

(あて先) 名古屋市 長

住所
届出者
氏名〔 法人の場合は、事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 〕

名古屋市地域冷暖房施設の整備促進に関する指導要綱第10条第1項の規定により、地域冷暖房施設の整備に関する計画を次のとおり作成しましたので届け出ます。

建築物の名称及び所在地	
地域冷暖房施設の名称	
地域冷暖房施設の位置	(別紙のとおり)
地域冷暖房事業予定者の氏名 〔 法人の場合は、 名称及び代表者の氏名 〕	
熱供給区域	面積 ヘクタール (別紙のとおり)
熱負荷の予測値	冷熱 最大毎時 ギガジュール (別紙のとおり)
	温熱 最大毎時 ギガジュール (別紙のとおり)
熱源の種類	電気 ガス その他() (別紙のとおり)
供給熱媒体の種類	冷水 温水 蒸気 ヒートポンプ用熱源水
熱発生所施設の設計概要	(別紙のとおり)
導管の設計概要	(別紙のとおり)
熱料金の概算値	(別紙のとおり)
環境への効果及び省エネルギー効果等の予測	(別紙のとおり)
事業スケジュール	(別紙のとおり)
資金計画の概要	(別紙のとおり)
※受付年月日	年 月 日
※受付番号	—

注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 届出書及び別紙の用紙は日本産業規格 A4 の大きさとしてください。

地域冷暖房施設整備計画変更届出書

年 月 日

(あて先) 名古屋市 長

住所
届出者
氏名
〔 法人の場合は、事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 〕

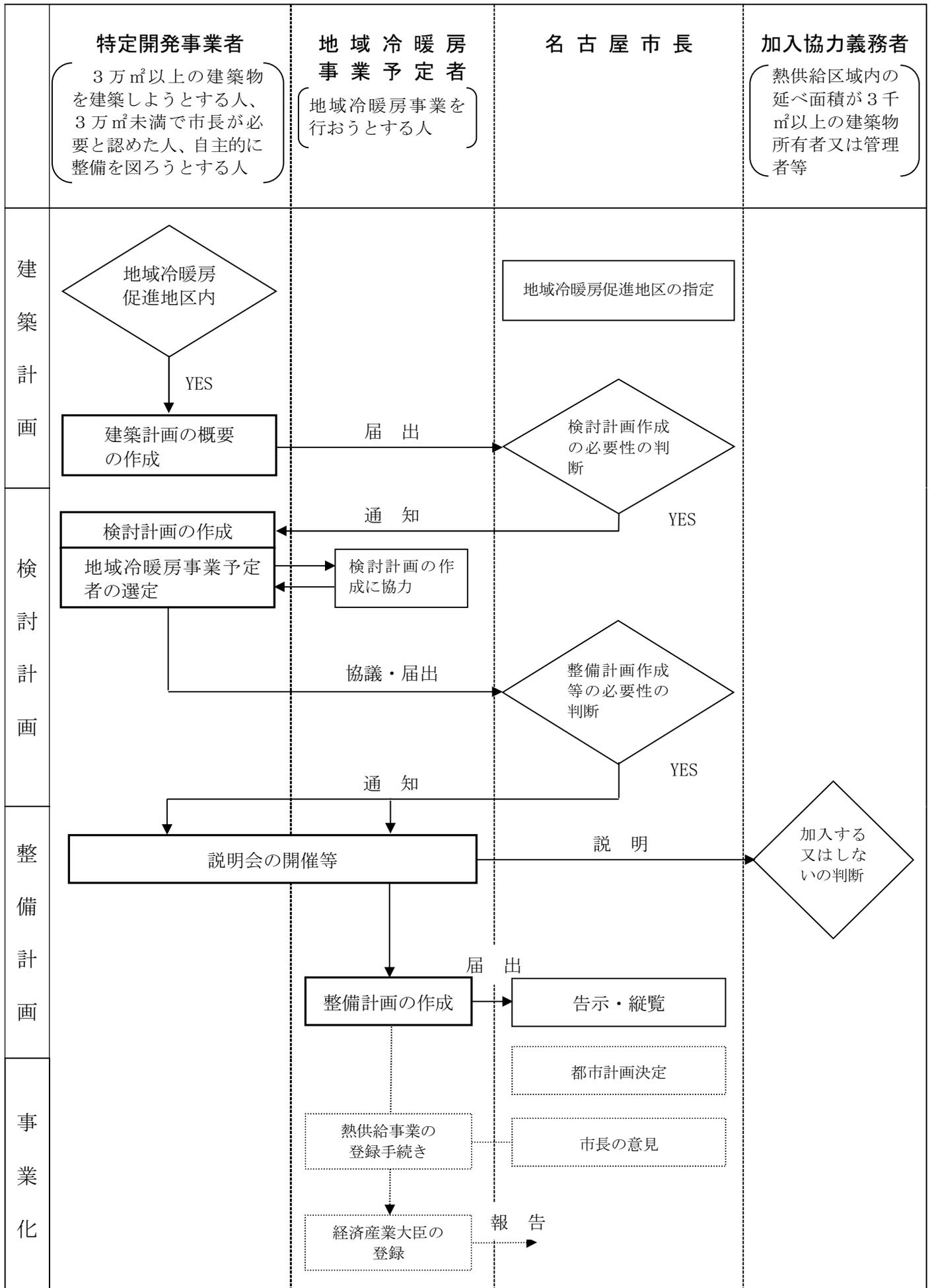
名古屋市地域冷暖房施設の整備促進に関する指導要綱第 11 条第 3 項の規定により、
年 月 日付けで届け出ました地域冷暖房施設の整備に関する計画を次のとおり変更
しますので届け出ます。

地域冷暖房施設の名称			
地域冷暖房事業予定者の氏名 〔 法人の場合は、 名称及び代表者の氏名 〕			
変更する項目	変更前の内容	変更後の内容	
変更理由			

注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 届出書及び別紙の用紙は日本産業規格 A4 の大
きさとしてください。

※
受
付
欄

(参考) 要綱の手続きフロー



名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

Tel 052-972-2712